

第1章 計画の基本的事項



Rubia argyi アカネ



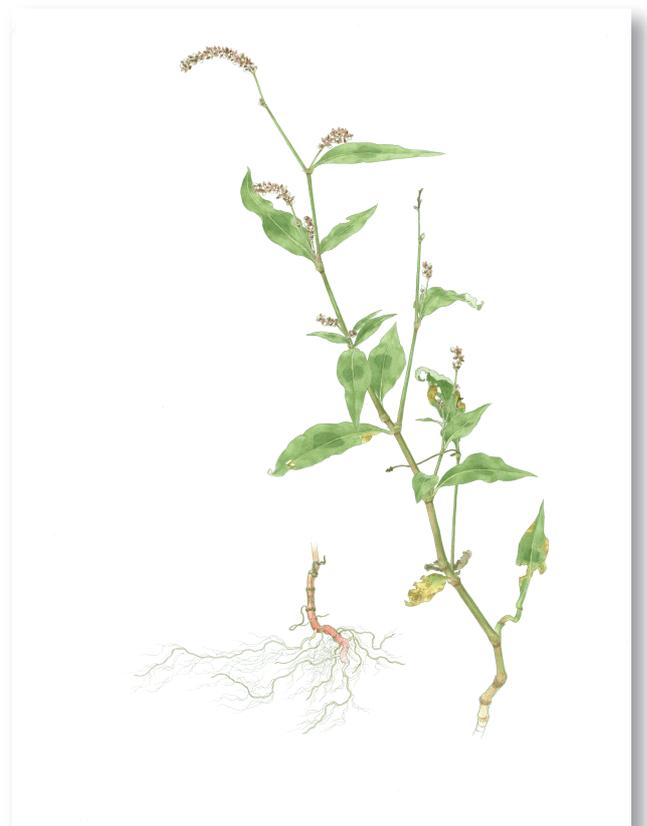
Chelidonium majus クサノオウ



Chenopodium album シロザ



Cyperus amuricus チャガヤツリ



Persicaria longiseta イヌタデ

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画の目的

私たちのまち鎌ヶ谷は、「緑とふれあいのあるふるさと」をめざすべき都市像に掲げ、緑を守り育て、産業を興し、歴史や文化を育みながら、安全かつ快適で便利なまちづくりを進めてきました。また、千葉県北西部における人と物の広域交流拠点として発展を続けています。しかし、社会の成熟が進む中、物のゆたかさや生活の利便性を過度に優先した経済活動や日常生活が、少なからず環境に対する負荷を増大させています。この結果、地域の誇りである豊かな緑や、いにしえより続いてきた農のある風景も失われつつあると同時に、地球規模の環境に深刻な影響を及ぼすまでに至っています。

私たちは今、得たものの大きさとともに失ったものの大きさを省みる必要があります。そして、私たち自身の生活や事業活動のあり方を問い直すことなしには、その解決が図られないことを認識しなければなりません。こうした自覚のもとで、市民、市民団体、事業者及び行政を含む鎌ヶ谷市に関わるすべての者が、互いに協働し、それぞれの役割を果たしながら、健康で安全かつ快適な生活を送ることのできる、自然と社会が調和した良好な環境を創造するとともに、将来の世代に引き継いでいくため、平成20年3月に鎌ヶ谷市環境基本条例を制定しました。

これに先立ち、平成15年3月には、「鎌ヶ谷市環境基本計画」を策定し、「自然と社会が調和する環境共生都市」の実現を目指して、かまがや環境市民会議¹による「環境フェア」の開催や「みどりのカーテンコンテスト」の開催及び表彰、「鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画」の推進など、様々な環境施策を推進してきました。さらに、市政運営については、後世に環境や財政悪化のツケをまわさない持続可能性が求められており、「環境問題」「経済の活性化」「社会問題の解決」などについて個別ではなく、統合的に包含して、「持続可能な都市」をめざす、鎌ヶ谷市独自のサステナブル²政策も必要となっています。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の影響などで、私たちは計画停電や節電などを経験しました。今後はエネルギー使用のあり方や個人のライフスタイルについても、見直しを求められることが予想されるなど、今日の環境に対する社会の認識と動きは大きく変化しており、より鎌ヶ谷市らしい「環境保全・創造」の取り組みを、市民、事業者、市の協働により充実させていかなければなりません。このような状況の

¹ かまがや環境市民会議：環境基本計画の推進や、市民・事業者・市が協働して行う環境保全活動の企画運営等を行う組織。第一次環境基本計画で構想され、平成18年5月1日に設置された。

² 持続可能な：Sustainable

なか、鎌ケ谷市民が健康で安全かつ快適な生活ができ、自然と社会が共生し、環境負荷の少ない持続的発展が可能なまちの実現を目的として、総合的・計画的に環境施策を行うため、二期目の鎌ケ谷市環境基本計画を策定します。計画の推進にあたっては、市民・事業者の具体的な行動につながるよう「身近な行動目標」を取り入れ、幅広い市民の取り組みを目指すものとします。

1-2 計画の位置づけ

この計画は、鎌ケ谷市環境基本条例第9条の規定に基づき、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。また、この計画は「鎌ケ谷市総合基本計画」に基づく個別計画であり、「地球温暖化対策実行計画」「一般廃棄物処理基本計画」「生活排水対策推進計画」「緑の基本計画」など、他の個別計画との整合を図るよう補完・連携しあうものです。

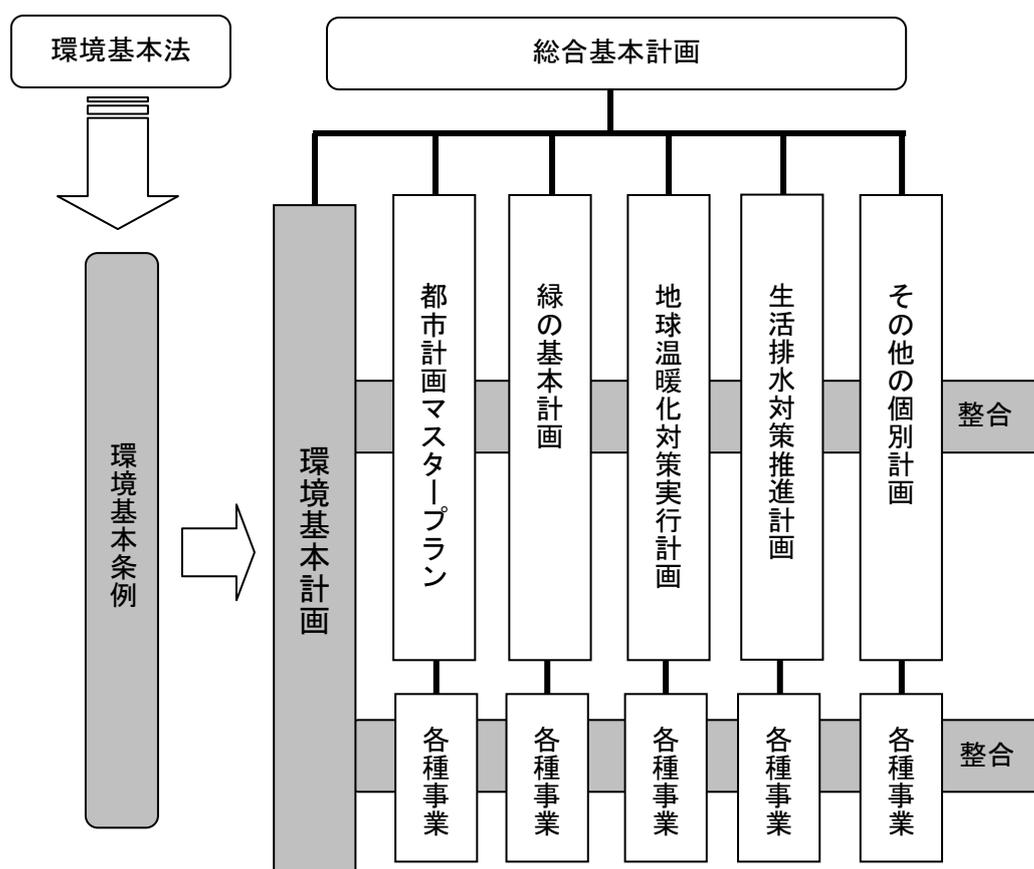


図 1-2-1 計画の位置づけ

1-3 計画期間

計画の期間は、「後期基本計画」と整合を図りながら、平成25年度から平成34年度までの10年間とし³、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

1-4 計画の対象範囲

この計画で対象とする環境の分野は、鎌ヶ谷市環境基本条例に基づき、以下のとおりとします。

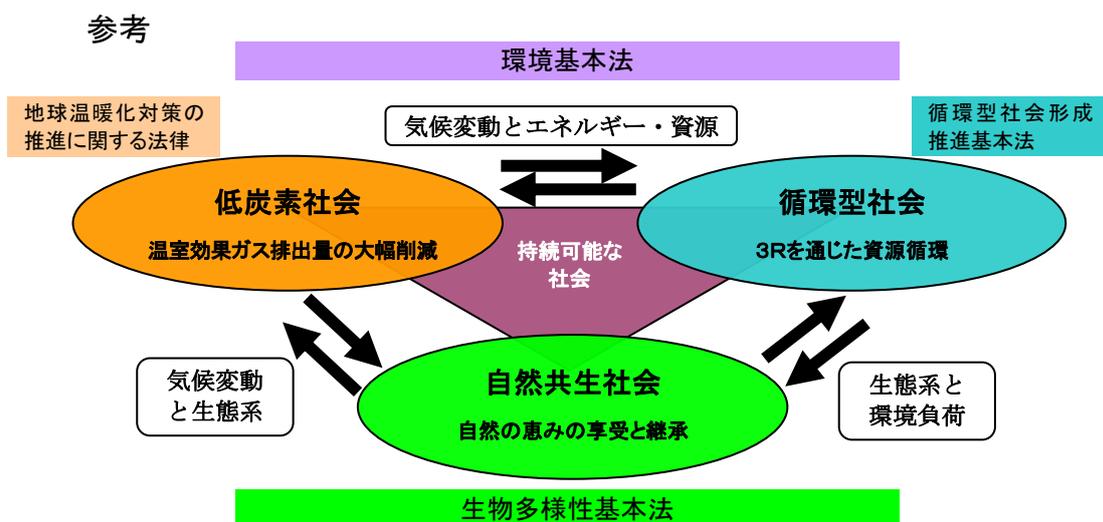
生活環境：公害防止、有害物質の適正管理 など（条例第4条第1号）

自然環境：多様な自然環境を保全するとともに、野生生物の保護その他、生物の多様性の確保を図る（条例第4条第2号）

文化的環境：良好な景観の形成、魅力的なまち並み など（条例第4条第3号）

資源循環：資源と環境復元力の有限性を認識し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築（条例第4条第4号）

地球環境：地球温暖化防止など地球環境の保全のために行動（条例第4条第5号）



出典：環境省「持続可能な社会に向けた統合的取組」より作成

図1-4-1 持続可能な社会に向けた統合的取組

³ 『鎌ヶ谷市総合基本計画 後期基本計画』の計画期間は平成23～32年度の10年間です。

